

ま え が き

本書は、アジア経済研究所が2014年度と2015年度の2年間実施した「開発途上国の女性障害者」研究会の成果である。

本研究は、2010年度と2011年度に実施した研究会「開発途上国の障害者雇用——雇用法制と就労実態——」（小林昌之編『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジア経済研究所、2012年）および2012年度と2013年度に実施した研究会「開発途上国の障害者教育——教育法制と就学実態」（小林昌之編『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』アジア経済研究所、2015年）の成果をふまえて実施されたものである。

小林（2012）では個別分野で最も喫緊な課題である障害者の雇用に焦点を当て、障害者が一般労働市場で就労するためには、その前提として十分な教育・訓練を受けることが必要となっていることを指摘した。小林（2015）では、その障害者の教育に焦点を当て、障害者の就学実態および障害者権利条約が謳うインクルーシブ教育実現の課題を考察した。信頼できる障害者統計を欠いていること自体も障害分野の重要課題のひとつであるが、一般に障害者の就業率と就学率は低いことがわかっている。上記研究では、男性障害者・女性障害者の別を考慮した研究はしていないものの、調査の過程では障害者と非障害者の格差のほかに、男女による格差、都市部と農村部による格差などが存在することを確認している。そこで本研究では、女性障害者に焦点を当て、開発途上国の女性障害者がおかれている現状を提示し、権利確立のための法制度と政策措置を分析し、課題を明らかにすることをめざした。

研究会委員は、現地の法律と言葉に精通しているアジア法を専門とする研究者ならびに「障害と開発」およびアジアの女性障害者と障害当事者運動に造詣の深い研究者・実務家の委員によって構成された。研究は両者が協働する形で進められ、議論と現地調査をとおして、各章とも現地の法制度、法文化、障害当事者の動向をふまえた論考とすることができた。障害者、とくに

複合差別を受けている女性障害者の大きな問題のひとつは、開発過程や人権取組において不可視化されていることである。本書によって、わずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

研究会では、本書を執筆した委員のほか、外部の有識者からレクチャーをいただき、貴重なアドバイスをいただいた。2014年度は、東京大学大学院特任研究員の飯野由里子氏から交差性概念に基づくジェンダーと障害の複合差別に関して、世界人権問題研究センター専任研究員の松波めぐみ氏からは、教育と条例作りをとおした女性障害者と人権に関して、埼玉県男女共同参画推進センター事業コーディネータの瀬山紀子氏からは障害女性と貧困に関して、大変興味深い内容のレクチャーをいただいた。2015年度は、米津知子氏から障害女性とリプロダクティブ・ヘルス・ライツについて、JICA 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室長の原智佐氏からはジェンダー平等に関する JICA の取り組みと課題に関して、慶應義塾大学経済学部准教授の長沖暁子氏からは、優生保護法をめぐる歴史と運動に関して、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員の元百合子氏からは、国際人権法におけるマイノリティ女性の複合差別に関して報告をいただいた。また、手話通訳者各氏には難解な議論の通訳をサポートしていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

最後に、研究所の内部の匿名の査読者からも的確な批判と貴重なコメントを頂戴し、最終原稿に向けたとりまとめに大いに参考にさせていただいた。また、現地調査に際しては多くの方々に貴重な時間を割いていただき、有用な情報をいただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

2017年3月

編者